

令和7年度千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付）」という。）支給に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）調整給付金（不足額給付） 千葉市定額減税調整給付金（当初給付）（以下「調整給付金（当初給付）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、千葉市（以下「本市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- （2）申請者 調整給付金（不足額給付）の支給を受けようとする者をいう。
- （3）オンライン申請 申請者が、国の整備する「給付支援サービス」を利用して本市に行う電子申請をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

- （1）ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）が、ウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付）の額（調整給付金（当初給付）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付）を辞退等していなければ受給していた額をいう。また、調整給付金（当初給付）給付対象外の者にあつては、0とする。）

- (2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
- (3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者
- 2 第1項第1号アに掲げる額は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額若しくは給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等から把握できる控除外額（所得税分控除不足額）とする。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。
 - (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が0でない者
 - (2) 調整給付金（当初給付）の支給対象者
 - (3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付対象世帯の世帯主あるいは世帯員

（支給額）

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ0とする。

また、令和6年1月1日時点は国外に居住し、令和6年中に転入の上、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを0とする。

- 2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付）の金額は、原則として4万円とする。ただし、令和6年1月1日時点は国外に居住し、令和6年中に転入の上、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。
- 3 本市が、支給対象者の抽出及び調整給付金（不足額給付）の金額算定等に係る事務処理を行う日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。

- 4 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、令和7年10月31日までに申し出があり、修正が認められるものに限り、同項に定める調整給付金（不足額給付）の金額算定に使用する数値を修正する。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（申請の方式）

第6条 申請者は、次の第1号から第3号までに掲げる方式のいずれかにより申請を行う。ただし、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、令和6年1月1日時点で本市に住所を有しない者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を除く。）については、第4号に掲げる方法により申請を行う。

（1）オンライン申請

申請者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、申請を行う。

（2）インターネット申請システムによる申請

申請者は、インターネット申請システムにより、本市に電子申請を行う。

（3）千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）支給確認書による申請

申請者は、千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）支給確認書（様式第2号又は様式第2号の2）を本市に郵送することにより、申請を行う。

（4）千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）申請書による申請

申請者は、千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）申請書（様式第3号又は様式第3号の2。以下「申請書」という。）を本市に郵送することにより、申請を行う。

（支給の方式）

第7条 調整給付金（不足額給付）の支給は、本市が申請者から指定された支給対象者本人名義の金融機関の口座に振り込む方式により行う。

- 2 市は、前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者であり、調整給付金（当初給付）を支給した者又は前条第4号に掲げる申請を行った者に対し、千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）支給のお知らせ（様式第1号又は様式第1号の2。以下「支給のお知らせ」という。）により調整給付金（不足額給付）の通知を行うことができる。

- 3 前項による支給対象者は、支給のお知らせを受領した際、千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）受給辞退の届出書（様式第6号）による受給の辞退又は千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）振込先口座変更届出書（様式第7号）による登録口座の変更を申し出ることができる。

- 4 市は、第2項の規定による支給のお知らせにより通知した期日までに前項の届出等が

ないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し調整給付金（不足額給付）の支給を行うことができる。

- 5 申請者が、金融機関に口座を開設していない等、第1項の支給方式では対応が困難な場合については、市が別に定める。

（代理による申請）

第8条 申請者に代わり、代理人として第6条の規定による支給確認書等の提出を行うことができる者は、原則として法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）に限る。

- 2 代理人は、申請を行うに当たり、様式第2号、第2号の2、第3号、第3号の2及び第7号に記載されている代理人欄に記載の上、法定代理人であることを証する書類及び公的身分証明書の写し等を提出すること等により、前項に掲げる代理人本人による代理申請であることを証する。

- 3 前項による申請の場合、前条第1項及び第3項の規定による支給方式については、支給対象者本人名義の金融機関の口座にのみ振り込むものとする。

（申請受付期間）

第9条 調整給付金（不足額給付）の申請受付期間は、令和7年7月1日から令和7年10月31日までとする。

- 2 事務処理基準日以降に生じた第3条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等の申し出期限は、令和7年10月31日までとする。

（支給の決定）

第10条 市は、第6条各号に規定する申請を受理したときは、速やかに内容を審査の上、調整給付金（不足額給付）の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市は、前項の規定により、調整給付金（不足額給付）の支給を決定し、当該給付金の支給を口座に振り込む方式により完了したときは、千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）支給完了通知書（様式第4号又は様式第4号の2。以下「支給完了通知書」という。）により、支給対象者に通知するものとする。ただし、オンライン申請により調整給付金（不足額給付）の支給を決定し、当該給付金の支給を完了したときは、支給完了通知書による通知を省略できるものとする。

- 3 市は、第1項の規定による審査において疑義が生じた場合は、当該申請者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

- 4 市は、第1項の規定による審査において、調整給付金（不足額給付）の不支給を決定したときは、千葉市定額減税調整給付金（不足額給付）不支給決定通知書（様式第5号。以下「不支給決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（調整給付金（不足額給付）の支給等に関する周知等）

第11条 市は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により、住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条に定める申請受付期間内に第6条第1項各号に規定する申請が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金(不足額給付)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市は、第6条第1項各号の規定による申請を受理した後、申請内容の不備が判明し、本市が確認等に努めたにもかかわらず申請内容の不備の補正が令和7年11月19日までに行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給の可否を決定できない場合は、不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市は、第10条第1項の規定による支給決定を行った後、申請内容の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず申請内容の補正が令和7年12月5日までに行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 市は、偽りその他不正の手段により調整給付金(不足額給付)の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金(不足額給付)の返還を求める。

2 市は、第1項の規定により、調整給付金(不足額給付)の返還を求めるときは、千葉市定額減税調整給付金(不足額給付)返還請求書(様式第8号)により返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金(不足額給付)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、調整給付金(不足額給付)の支給に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。